



支援している方が **逮捕**されたら、 どうすれば いいの？



逮捕されたら、**当番弁護士**を呼んでください！



はい！京都
弁護士会です。

当番弁護士

逮捕・勾留された人のために、弁護士が1回だけ無料で面会に駆けつけ、相談にのる制度です。

★ひきつづきサポートを受けたいときは当番弁護士に相談してください。

1 支援している方が逮捕されたら、すぐに下記の番号にお電話ください！

京都弁護士会
当番弁護士受付専用電話

☎ 075-212-0010

(平日9:00～17:00以外は留守番電話による受付)

2 受付電話で次のように伝えてください。



〇〇さんには障害があります。
詳しいことを説明したいので、
面会前に連絡ください！

3 当番弁護士に、支援している方の障害特性などを伝えてください。

障害特性

コミュニケーションの特徴

心配なこと

…など



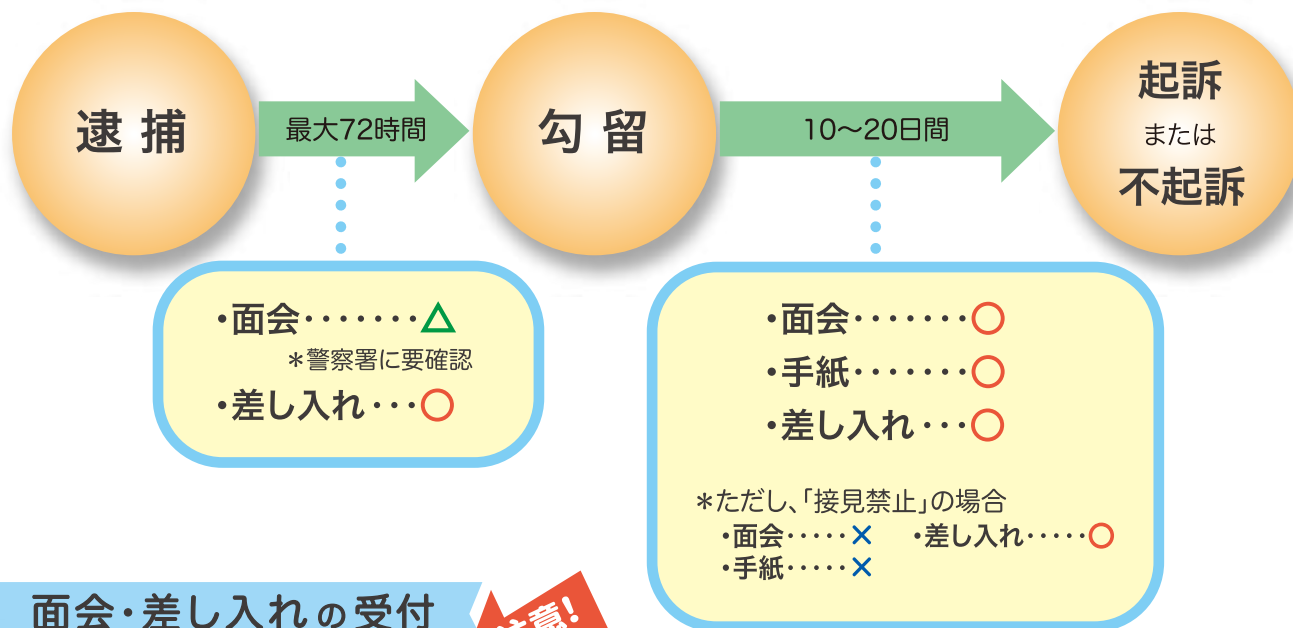
分からないこと・不安なことは、**当番弁護士に相談を!!!**

詳しくはWebで…

京都 当番弁護士

検索

面会・差し入れをするには



面会・差し入れの受付

注意!

- ・平日日中のみ
 - ・面会時間は15分~20分程度
 - ・1日1組(1回につき3人まで)
- 差し入れについても認められないものもあります。

事前に各警察署または拘置所へ電話し、「〇〇さんに面会(差し入れ)をしたいのですが」と伝え、確認してください。

警察から問い合わせがあったら

・逮捕された本人のことに、警察から電話や文書(捜査関係事項照会書)による問い合わせ、事情聴取などの協力要請がされることがありますが、任意のもので、回答を断ることは差し支えありません。

・本人の権利を擁護し、プライバシーや秘密を守るべき支援者としての立場は、逮捕された場合でも変わることはありません。

・本人の権利を擁護する立場は、弁護人も支援者も共通ですので、個人情報について、どこまで提供すべきかについては、弁護人に相談されることをお勧めします。

※ただし、裁判所から「搜索差押令状」が出されている場合は、資料の提出等を断ることはできません。

